

議事要旨(3) IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の主な論点の検討並びにIASB及びFASBの公開草案へのコメント対応

小賀坂副委員長、関口常勤委員及び原研究員より、IASB 及び FASB の公開草案へのコメント対応について、審議資料に基づき説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

#### 本人か代理人かの検討

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 支配の概念を強調する事務局の提案を否定しないものの、事務局提案の修正内容でも本人か代理人かの判断は明確化されないと考える。実務上、現行の本人か代理人かの判断の指標を用いても判断が容易ではない取引が多く、企業間の比較可能性が損なわれている可能性が高いと考える。したがって、各企業の判断が一律に定まるような明確化を行うようコメントするべきだと考える。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 基準設定において、細則を設けこれに従わせる方法もあるものの、IASB 及び FASB の志向としては、原則を示し、それに基づき各企業に判断を要求する方向にあると考えられる。事務局の提案はこのような方向性に基づき、支配の原則に基づく判断を企業が実務でより適切に行えるように、IASB 及び FASB の提案する指標に修正を求めたものだが、ご意見を踏まえて検討したい。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 多くの取引について、途中段階の判断を企業に委ねることで、結果が大きく分かれるような指標はガイダンスとはならないのではないかと。特に収益は重要な数値であり、その表示にばらつきがある場合、表示金額の信頼性が失われ、表示すること自体に意味がなくなるおそれもある。このような問題に IASB や FASB が対処するよう意見発信を行うべきではないかと。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 我が国においては総額表示か純額表示かを包括的に定めた規定がなく、これらの内容を新たに会計基準において適用することに問題意識が特に高いものの、国際的には従前の会計基準における取扱いとほとんど異ならず、それほど重要な問題が実務で生じていない可能性があることを念頭に置かなければならない。

- ある委員より、次のコメントがあった。

➤ 指標の全てに該当する場合は判断が容易だが、実際はそうならない場合も多い。この場合、完全に業界内で統一することは難しいと思われ、最終的には各社で判断することはやむを得ないと考える。

■ ある委員より、次のコメントがあった。

➤ 現行の IFRS 第 15 号 B37 項と趣旨を変更しないようにしている中で、IASB の提案が異なる解釈を生むことを懸念しており、最低限、IFRS 第 15 号の明確化が改悪とならないよう ASBJ としてコメント対応を行う必要があると考えている。また、事務局の提案する「主たる責任」の指標の修正は、説明としては有用であるかもしれないが、指標ではないのではないかと懸念している。

➤ 設例における指標の使い方が不統一である旨のコメントを行う事務局提案に対して、このようなコメントに懸念を示す収益認識専門委員会からの意見があるが、これには対応を行わないのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

➤ 指図する能力により焦点を置く設例がある一方で、支配の原則の両方の要素を考慮する設例がある等、設例の記載における判断過程に不統一性があることを懸念している。また、事務局提案は B37 項自体に支配の概念を明示的に織り込むため、設例においてどのように B37 項の指標を参照して判断するかを説明することが容易になると考えている。

■ ある委員より、次のコメントがあった。

➤ 各企業がまず自ら判断したうえで、その判断結果に対して会計監査が行われているため、基準の意図が財務情報へ適切に反映されることについて一定程度は担保されていると思われ、利用者の立場からはそのようなプロセスを踏んだ財務情報を受け入れるものだと考えている。事務局提案で追記された部分が必要十分であるかの判断は難しいが、コメントの方向性としては提案通りでよいと思われる。そのうえで、日本において現在の指標では本人か代理人かの判定に困難が生じている場合、その旨をコメント・レターに追記するなどの対応をしてはどうか。

#### 実務上の便法及びその他のトピック

■ ある委員より、次のコメントがあった。

➤ FASB は基準本文を修正して明確化を行う一方で、IASB は基準本文を修正しないような項目について、コンバージェンスされた会計上の結果が意図されているかどうかに関して、今後、網羅的に参照できるような情報提供はされる予定であるのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- その点は ASAF 会議においても議論になり、IASB スタッフからは FASB の提案との相違点を IASB の公開草案の結論の根拠においても記載しており、今後少なくとも最終基準の結論の根拠において、同様の内容を記載する予定である旨の説明があった。それ以上の説明がなされるかについては、現時点では不明である。

以 上